

平成28年度 佐倉市下水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成28年度佐倉市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 排水区域内人口	163,331 人
(2) 年間総処理水量	20,400,000 m ³
(3) 一日平均処理水量	55,890 m ³
(4) 主な建設改良事業	
拡張工事	198,700 千円
改良工事	326,872 千円
ポンプ場等改良工事	45,080 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収 入	
第1款	下水道事業収益	3,323,000 千円
第1項	営業収益	2,075,195 千円
第2項	営業外収益	1,247,785 千円
第3項	特別利益	20 千円

	支 出	
第1款	下水道事業費用	3,365,000 千円
第1項	営業費用	3,204,336 千円
第2項	営業外費用	148,703 千円
第3項	特別損失	1,095 千円
第4項	予備費	10,866 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額575,000千円は損益勘定留保資金等で補てんするものとする。)

	収 入	
第1款	資本的収入	780,000 千円
第1項	企業債	464,300 千円
第2項	出資金	150,461 千円
第3項	国県支出金	137,100 千円
第4項	負担金	27,221 千円
第5項	固定資産売却代金	10 千円
第6項	その他資本的収入	908 千円

	支 出	
第1款	資本的支出	1,355,000 千円
第1項	建設改良費	975,094 千円
第2項	企業債償還金	349,952 千円
第3項	予備費	29,954 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

(単位：千円)

事 項	期 間	限度額
中継ポンプ場保守点検業務委託	平成28年度から平成29年度まで	50,930
中継ポンプ場自家用電気工作物保安業務委託	平成28年度から平成29年度まで	1,577
汚水人孔ポンプ清掃点検業務委託	平成28年度から平成29年度まで	13,530

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利率	償還の方法
公共下水道事業債	451,700千円	普通貸借 又は 証券発行	年5.0% 以 内	借入先の融資条件による。 ただし企業財政その他の都合により繰上償還又は低利に借り換えることができる。
印旛沼流域下水道事業債	12,600千円			
合計	464,300千円			

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、200,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用と営業外費用との間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額をこれらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の他の経費の金額に流用し、又はこれら以外の他の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 243,037 千円
- (2) 交 際 費 100 千円

平成28年2月22日提出

佐倉市長 蕨 和雄